

認知症対応型共同生活介護 グループホーム「梨雲ハウス平戸」利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と有限会社梨の実 グループホーム「梨雲ハウス平戸」（以下「事業者」という。）とは、事業者が提供する認知症対応型共同生活介護サービスの利用に関し、下記のとおり契約を締結します。

第1条（利用基準の再確認）

1. 本契約以前のアセスメントその他の際に、既に確認をいただいておりますが、契約の締結に先立ち、グループホーム「梨雲ハウス平戸」の利用基準を満たしていることの再確認をお願い致します。
2. 利用者が次の各号に適合する場合、本契約を締結し、グループホーム「梨雲ハウス平戸」のサービスをご利用いただけます。
 - ①要介護認定で要支援2以上であること
 - ②医師の診察により、認知症と診断されていること
 - ③少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
 - ④過度的な行動障害がないこと
…（例）暴力行為、破壊行為、周囲に迷惑となる依存行為
 - ⑤自傷・他傷の恐れがないこと
 - ⑥常時医療機関において治療する必要があること
 - ⑦常時医療行為（ストーマ、インスリン注射、経管栄養による胃ろう等）の必要がないこと
 - ⑧本契約書、「重要事項説明書」等に定める事業者の取り決めやルールに賛同できること

第2条（契約の目的）

事業者は介護保険法等関連法令に従い、利用者に対し、利用者が有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、認知症対応型共同生活介護サービス（以下、「サービス」という。）を提供します。

第3条（契約期間と契約の更新）

1. 本契約の契約期間は20 年 月 日から1年間とします。
ただし、契約時の利用者の要介護認定有効期間の満了日が、上記契約期間の満了日より前に到来し、要介護認定が更新される場合は、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって本契約の満了日とします。
2. 前項の契約期間満了日の10日前までに利用者又は利用者代理人から書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新されるものとし、以降も同様とします。

第4条（施設の概要等）

グループホーム「梨雲ハウス平戸」の共同生活住居等施設の概要及び職員体制等の詳細については、「重要事項説明書」に記載します。

第5条（身元引受人）

1. 事業者は、利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。
ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はこの限りではありません。なお、利用者代理人は身元引受人を兼ねることができます。

2. 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

- ①利用者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう、事業者に協力すること
- ②本契約が終了した場合、適切な移転先の確保等につき、事業者に協力すること
- ③本契約に基づく利用者及び利用者代理人の事業者に対する債務について、連帯債務者となること
- ④利用者が死亡された場合、ご遺品の引取、その他必要な対応をすること

第6条（認知症対応型共同生活介護計画の作成、変更）

1. 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、利用者及び利用者代理人とも十分に協議の上、具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を速やかに作成します。
2. 事業者は介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
3. 利用者及び利用者代理人はいつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。
この申し出があった場合、事業者は、利用者の状態を十分に考慮した上で、介護計画変更の可否、具体的な変更内容等につき、利用者及び利用者代理人と相談をしながら進めます。
4. 事業者は、介護計画の作成又は変更の都度、同介護計画を利用者及び利用者代理人に説明します。

第7条（サービスの内容及びその提供）

1. 事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき、次の各号の各種サービスを提供します。
 - ①介護保険給付対象サービス
 - ア. 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
 - イ. 日常生活上のお世話
 - ウ. 日常生活の中での機能訓練
 - エ. 相談、援助
 - ②介護保険給付対象外サービス
 - ア. 共同生活住居の利用
 - イ. 食材の提供
 - ウ. おむつの提供
 - エ. 各種レクリエーション
2. 前項各サービスの利用や費用負担等の詳細については、「重要事項説明書」に記載します。

第8条（医療上の必要への対応）

1. 事業者は、利用者の病気、負傷等により、検査や治療が必要になった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医又は事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるように支援します。
2. 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
3. 事業者は、サービス供給体制の確保ならびに夜間における救急時の対応のために、別紙「重要事項説明書」記載の協力医療機関と連携をとっています。

第9条（利用料）

1. 利用者又は利用者代理人は、事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付対象サービス及び介護保険給付対象外サービスに係る利用料等を、別紙「重要事項説明書」記載のとおり支払います。
2. 事業者は、利用者が負担すべき利用料等の内、利用者が介護保険法に基づくサービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます。（以下「法定代理受領サービス」という。）
3. 事業者は、利用者又は利用者代理人に対し、毎月18日までに、前月の利用料等を記載した請求書を送付します。
4. 利用者又は利用者代理人は、事業者に対し、前項請求書に基づく利用料等を当月末日までに、事業者の指定する方法により支払います。
5. 事業者は、利用者又は利用者代理人からの利用料等の支払いに対して、毎月、領収証を発行します。

第10条（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、利用者又は利用者代理人から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受け取ることができるように、利用者又は利用者代理人に対してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第11条（サービス記録）

1. 事業者は利用者に対して、利用サービスの種類、サービスの提供日、その内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を記録しなければなりません。
2. 事業者は、前項の記録を整備し、2年間保存します。
3. 利用者及び利用者代理人は、その必要に応じて、いつでも、第1項の記録の閲覧を求めることができます。

第12条（利用者及び利用者代理人の権利）

利用者及び利用者代理人は、本契約に基づくサービス利用に関し、以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることもありません。

- ①独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持して生活できること
 - ②生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること
 - ③安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
 - ④自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
 - ⑤必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
 - ⑥家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
 - ⑦地域社会の一員として生活し、一般市民としての行為を行えること
 - ⑧暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと
- …事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しないことを原則としますが、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。ただし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、同理由及び一連の経過を利用者代理人に報告します。
- ⑨生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと
 - ⑩生活やサービスについて事業者に苦情を伝え、解決されない場合は、「重要事項説明書」

記載の苦情相談窓口に、いつでも苦情を申し立てることができること
…事業者は速やかに事実関係を調査し、調査結果、改善の必要性の有無、改善方法等について利用者に報告します。

第13条（利用者及び利用者代理人の義務）

利用者及び利用者代理人は、本契約に基づくサービス利用に関し、以下の義務を負います。

- ①利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供すること
- ②他の利用者やその訪問者、事業者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③正当な理由がある場合を除き、事業者の取り決めやルール、協力医師の指示等を守ること
- ④事業者が提供する各種サービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- ⑤市区町村等による事業者への立ち入り調査対応、その他、事業者が介護保険法に基づく適正な運営を行うために実施する各種施策に協力すること

第14条（造作・模様替え等の制限）

1. 利用者及び利用者代理人は、居室の造作・模様替えをするときは、事業者に対してあらかじめ書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。
2. また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は、利用者及び利用者代理人の負担とします。
3. 利用者及び利用者代理人は、事業者の事前の承認なく、居室の錠を取り替えたり、付け替えたりすることはできません。
4. 利用者及び利用者代理人は、グループホーム内において、居室以外の造作・模様替えをすることはできません。

第15条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約は終了します。

- ①要介護の認定更新において、利用者が『自立』もしくは『要支援1』と認定されたとき
- ②利用者が死亡されたとき
- ③利用者又は利用者代理人が第16条に基づき本契約の解除を申し出たとき
- ④事業者が第17条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了したとき
- ⑤利用者が病気の治療、その他の理由により、長期にグループホーム「梨雲ハウス平戸」を離れることが決まり、かつその移転先の受入れが可能となったとき
…ただし、利用者が長期にグループホーム「梨雲ハウス平戸」を離れる場合でも、利用者又は利用者代理人と事業者の間で、居室確保の合意ができた場合には、本契約を継続することができます。
- ⑥利用者の他の介護保険施設等への転入が決まり、同施設等での受け入れが可能となったとき

第16条（利用者の契約解除）

利用者及び利用者代理人は、いつでも本契約を解除することができます。

第17条（事業者の契約解除）

次の各号に該当する場合、事業者は、適切な予告期間において、この契約を解除することができます。

ただし、事業者は、契約解除の通告にあたっては、次の第②号の場合を除き、利用者及び利用者代理人に、契約解除の理由等を説明する機会を設けるものとします。

- ①正当な理由なく利用料その他負担すべき費用を、3ヶ月分以上滞納したとき
- ②伝染性疾患等により、他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医

師が認め、利用者の退去が必要なとき

③利用者の行動について、他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき

④利用者又は利用者代理人が、故意に法令又は本契約に違反し、改善される見込みがないとき

⑤利用者、利用者代理人又はその家族が、事業者やその職員に対して、本契約を継続したいほどの背信的行為をしたとき

⑥上記の他、第1条第2項①号から⑧号までの利用基準を満たさない状態に至ったとき

第18条（退去時の援助及び費用負担）

契約の終了又は解除により、利用者が退去するときは、事業者はあらかじめ退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者、保健医療機関、福祉サービス機関等と連携して、利用者及び利用者代理人に対して、円滑な退去のために必要な援助を行います。なお、利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び利用者代理人の負担とします。

第19条（損害賠償）

1. 事業者は、利用者に対するサービスの提供に伴い、万一の事故により利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、天災地変等不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して、損害を賠償します。ただし、利用者に故意又は過失がある場合には、事業者の損害賠償責任は減免されることがあります。
2. 事業者は、万一の事故発生に備え、「重要事項説明書」記載のとおり、損害賠償責任保険に加入しています。
3. 利用者の故意又は過失により、事業者に損害が生じた場合（居室又は備品につき、通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となる場合を含む）には、不可抗力による場合を除き、利用者又は利用者代理人は、事業者に対して、損害を賠償します。

第20条（秘密保持）

事業者及び事業者において勤務する職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する個人情報について、「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を遵守して日々適切な使用・管理に努める他、以下各号に掲げる場合を除いて、契約中は勿論、契約終了後においても、第三者に一切開示、漏洩することはありません。

- ①「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」により、事前に利用者又は利用者代理人の包括的同意を得ている個人情報使用
- ②利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合
- ③その他、あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の個別の同意を得た場合

第21条（合意管轄）

利用者及び利用者代理人、事業者は、本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた際、横浜地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることに、あらかじめ合意します。

第22条（契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義・不明点がある場合には、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者双方が誠意をもって協議するものとします。

以上の契約の証として、本契約書2通を作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は、記名押印の上、各々1通を保管します。

契約締結年月日：20 年 月 日

(利用者)

住 所	
氏 名	印
性 別	男 ・ 女
生年月日	明治 ・ 大正 ・ 昭和 年 月 日
介護保険 被保険者番号	
要介護度	要支援2 要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
要介護認定 の有効期間	20 年 月 日～20 年 月 日
被保険者証記載 の特記事項	
認知症に関する 医師の診断内容	診 断 名 : 診断医師名 : 診断年月日 :

(利用者代理人)

住 所	
氏 名	印

(身元引受人)

住 所	
氏 名	印

(事業者)

神奈川県横浜市戸塚区平戸町1156番地1
有限会社 梨の実
認知症対応型共同生活介護 グループホーム「梨雲ハウス平戸」
代表取締役 三枝木 裕子 印